

江南市路上喫煙に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、屋外の公共空間における喫煙の制限や喫煙マナーの徹底について必要な事項を定めることにより、喫煙者と非喫煙者にとって、快適な環境を創造することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共の場所 道路、公園その他公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- （2） 路上喫煙 公共の場所において、喫煙し、又は火のついたたばこを所持することをいう。
- （3） 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- （4） たばこのポイ捨て たばこの吸い殻を道路や公園、駅周辺などに捨てることをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙に関する必要な施策を実施するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、たばこのポイ捨てをしてはならない。

- 2 市民等は、喫煙する場合においては、他の市民等にたばこの煙を吸わせないように、配慮しなければならない。

（路上喫煙禁止区域の指定）

第5条 市長は、人の通行が多く、特に路上喫煙を制限する必要があると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 市民等は、路上喫煙禁止区域内においては、路上喫煙してはならない。ただし、市長が特別に指定した喫煙できる場所においては、この限りではない。
- 3 市長は、指定した路上喫煙禁止区域について、変更し、又は解除することができる。
- 4 市長は、路上喫煙禁止区域を指定し、変更し、又は解除するときは、その旨を公告するとともに、必要な措置を講じて周知するものとする。

（指導及び助言）

第6条 市長は、前条の規定に違反していると認める者に対し、この条例の目的達成に必要な限度において、職員をして必要な措置を講ずるよう指導及び

助言することができる。

(勧告及び公表)

第7条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が指導に従わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。